新潟市多文化共生基本方針

令和７年３月

新潟市

ごあいさつ

我が国における外国人数は増加傾向にあり、令和６年（2023 年）６月末で約 358 万人と過去最高を更新し続けています。

本市においても、外国人数は令和６年 12 月末現在、7,119 人と過去最高を更新し、今後も増加していくことが予想される中、外国人との共生に向けた意識の共有と体制の整備が急務となっています。

そのため、本市では、令和６年度から令和８年度の３年間を強化期間として、「新潟市外国人との共生社会推進本部」を設置し、全庁一体となって外国人との共生社会実現に向けた取り組みを推進しています。

本市は、北前船の寄港地として栄え、日米修好通商条約により開港五港の一つとなるなど、古くから、人やもの、文化の行き交うみなとまちとして発展してきた歴史背景から、多様な文化を受け入れる土壌を備えています。私たちが相互理解を深め、ともに安心して生き生きと暮らすためには、相互の交流や、学校・企業等の協力など、地域全体で取り組んでいくことが必要です。外国人にとって住みやすいまちは、誰にとっても住みやすいまちだと言えます。国籍や文化の違いを尊重し合い、一人ひとりが心豊かに暮らすことができるまちを目指し、このたび、新潟市多文化共生基本方針を策定しました。

結びに、策定にあたりご尽力いただいた新潟市多文化共生基本方針策定に関する有識者会議の委員の皆様をはじめ、ご協力・ご意見をいただいた市民の皆様に心より御礼申し上げます。

令和７年３月

新潟市長　中原　八一

目次

１　新潟市多文化共生基本方針の策定にあたって 1
（１）策定の趣旨 1
（２）位置付け 1
（３）対象期間 1
（４）市内外国人の現状 3
（５）意識調査 6
２　基本理念 7
（１）本市の基本理念（目指すべき姿） 7
３　多文化共生の課題と推進の方向性 8
（１）多文化共生の課題 8
（２）推進の方向性としての２つの視点 9
（３）施策展開の４つの重点事項 10
参考資料 11
（１）新潟市外国人との共生社会推進本部設置要綱 11
（２）新潟市多文化共生基本方針策定有識者会議名簿 12
（３）外国人アンケート結果 13
① 新潟市の住みやすさについて 13
② 国際的な都市について 16

※「多文化共生」の定義

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと。

総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」（2006 年 3 月）より

※「外国人」の定義

本市においては、現在の国籍が外国籍である人だけでなく、日本であっても、両親のいずれかが外国人である子や海外からの帰国者、日本国籍取得者など、外国につながりがあり、多様な文化的背景を持つ人々を総称して「外国籍市民等」としていますが、本基本方針においては、「外国人」に統一しています。

ただし、数値分析において用いる「外国人」は、外国籍を持つ方のみを対象としています。

１　新潟市多文化共生基本方針の策定にあたって

（１）策定の趣旨

我が国における外国人数は、令和 6 年（2024 年）6 月末で約 358 万人と、過去最高を更新し続けています。

国は外国人材の受入れ・共生のための取り組みをより強力に、かつ包括的に推進していくために、平成 30 年度に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を閣議決定し、令和 4 年度に外国人との共生社会の実現に向け今後 5 年間に取り組むべき方策等を示した「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定しました。ロードマップは、「我が国の目指すべき外国人との共生社会のビジョン、その実現に向けた中長期的な課題・施策を示すもの」とされており、総合的対応策は「受入れ環境を整備する観点から」、「外国人との共生社会ビジョン、中長期的な観点はなく、短期的な課題へ対応するもの」とされています。

本市においても、外国人数は令和 6 年 12 月末現在、7,119 人と過去最高を更新しており、今後も増加していくことが予想されるとともに、外国人との共生にかかる課題も多様化、複雑化していることから、外国人との共生に向けた意識の共有と体制の整備が急務となっています。そのため、全庁一体となって外国人との共生社会実現に向けた取り組みを推進することを目的として、新潟市外国人との共生社会推進本部を設置しました。

本方針は、新潟市自治基本条例に基づき、本市の多文化共生の目指すべき姿及び実現に向けた取り組みの方向性を示すものとして策定します。

（２）位置付け

本方針は、本市の最上位計画である「新潟市総合計画 2030」における重点戦略 6「誰もが個性と能力を発揮しながら、心豊かに暮らせる社会の実現」に沿って、多文化共生施策の基本的な方針等を定めるものです。

（３）対象期間

本方針の対象期間は、2025 年度（令和 7 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）までの 6 年間とします。

ただし、期間中に、国際社会の動向や、国における多文化共生に係る方針など、多文化共生を取り巻く状況に変化があった場合や、方針に新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直します。

―本方針と新潟市総合計画 2030 の関連性―

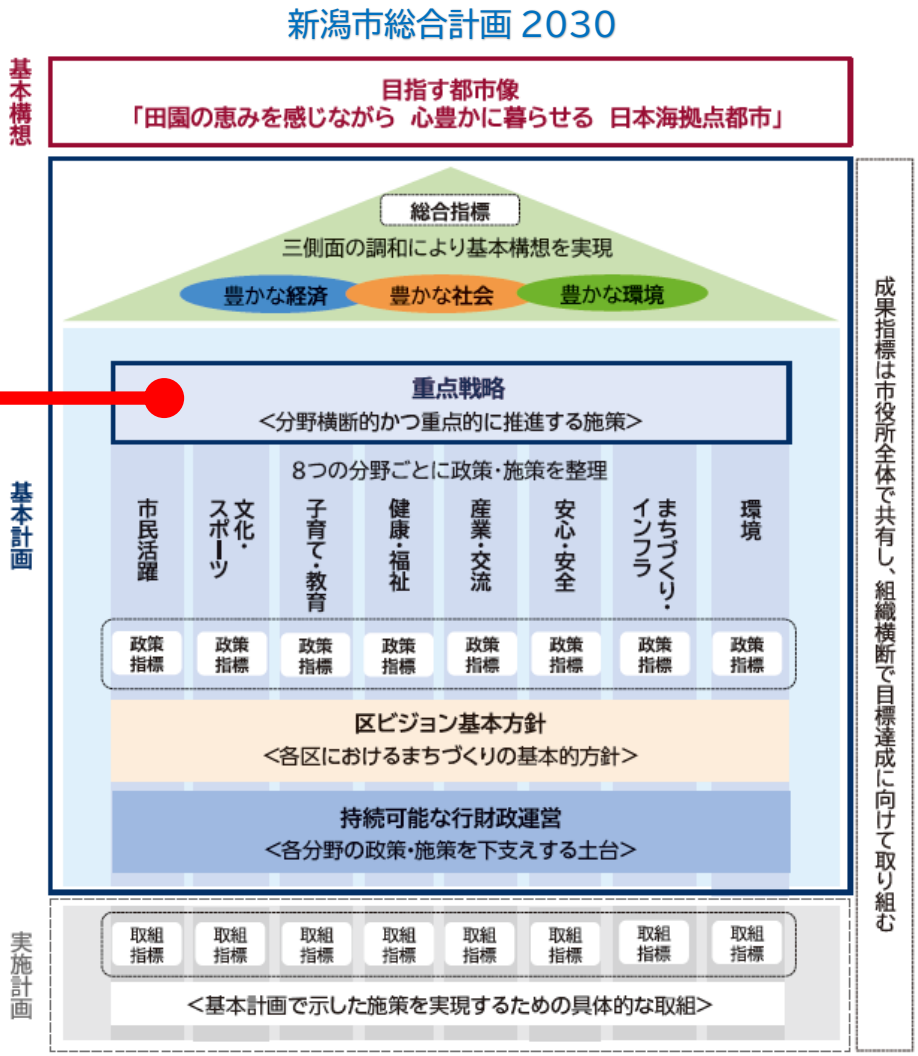

本方針における基本理念

重点戦略 6　誰もが個性と能力を発揮しながら、心豊かに暮らせる社会の実現

① 日本人も外国人も

② 言語や文化の違いにとらわれずに
自らの持っている個性と能力を発揮できる環境がある

誰もが　個性と能力を発揮しながら、心豊かに暮らせる社会の実現

③ 言語や文化の違いを理解し合い、
広い視野と豊かな交流が生まれる

（４）市内外国人の現状

外国人数の推移

本市の外国人数は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い一時的に減少したものの、令和 4 年度から再び増加に転じ、令和 6（2024）年 12 月現在で 7,119 人、市内総人口に対する割合は 0.93%となり、過去最高を記録しています。令和 4 年度以降の増加率の上昇は顕著であり、市内総人口が減少を続ける中で、外国人人口とその割合は今後さらに増えていくことが見込まれます。

年齢別では、20 代～30 代だけで半数以上を占めます。少子高齢化とそれに伴う生産年齢人口の減少の中で、若い世代の割合が高い外国人の存在感は、今後の地域社会を支える担い手として、ますます高まっていくものと見込まれます。

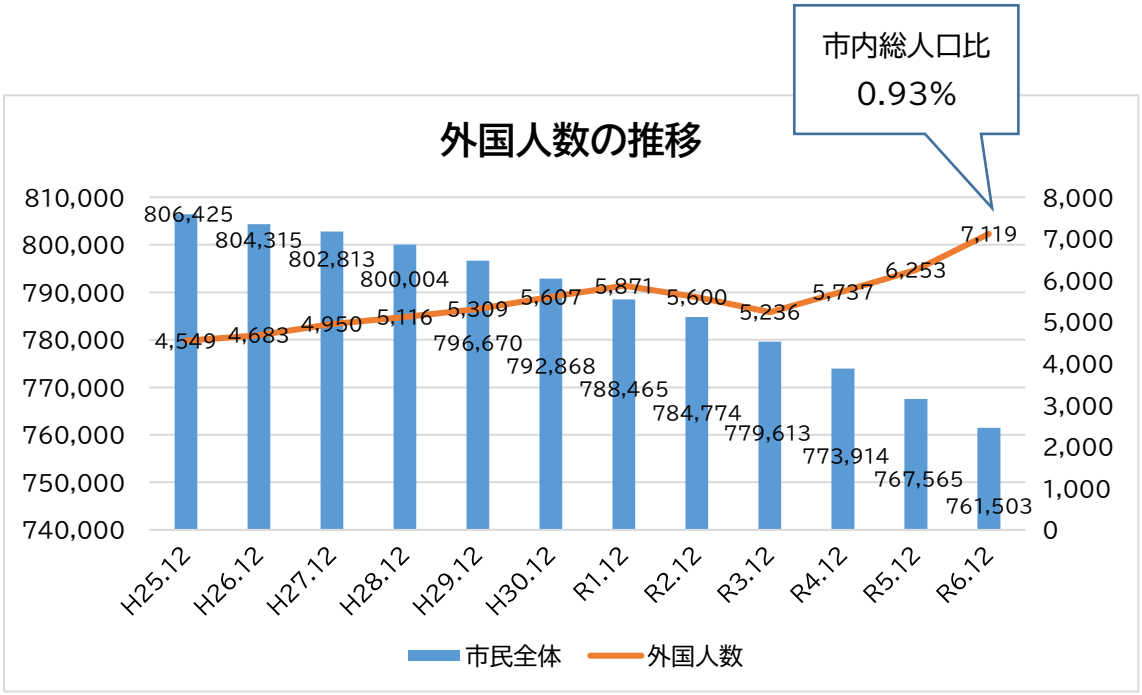

（出典：新潟市）

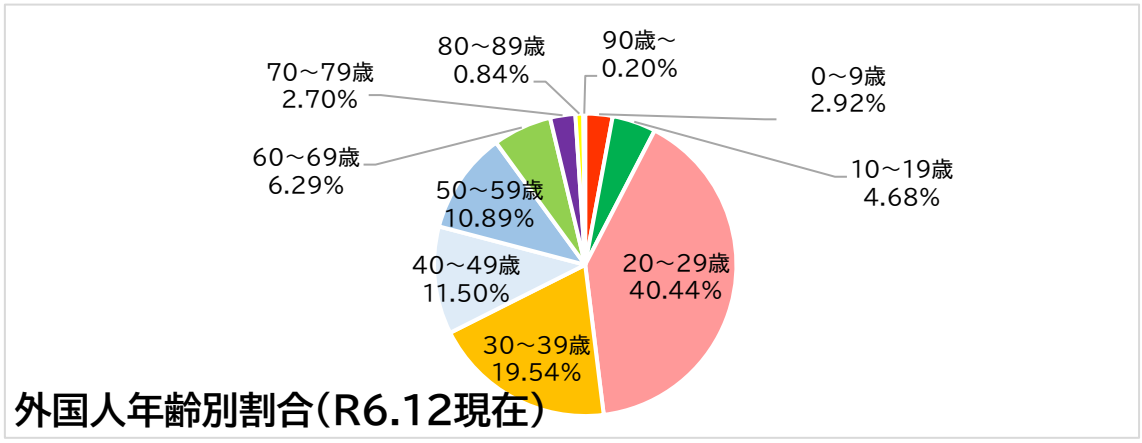

（出典：新潟市）

国籍別

出身国籍別では中国が最も多く、次いで韓国が多い状況が長年続いていましたが、令和元年にベトナムが 2 位となったことをはじめ、ネパール、フィリピン、インドネシアといった国が増加しています。90 以上の国籍出身者が本市に在住していますが、その大半をアジア地域が占めています。

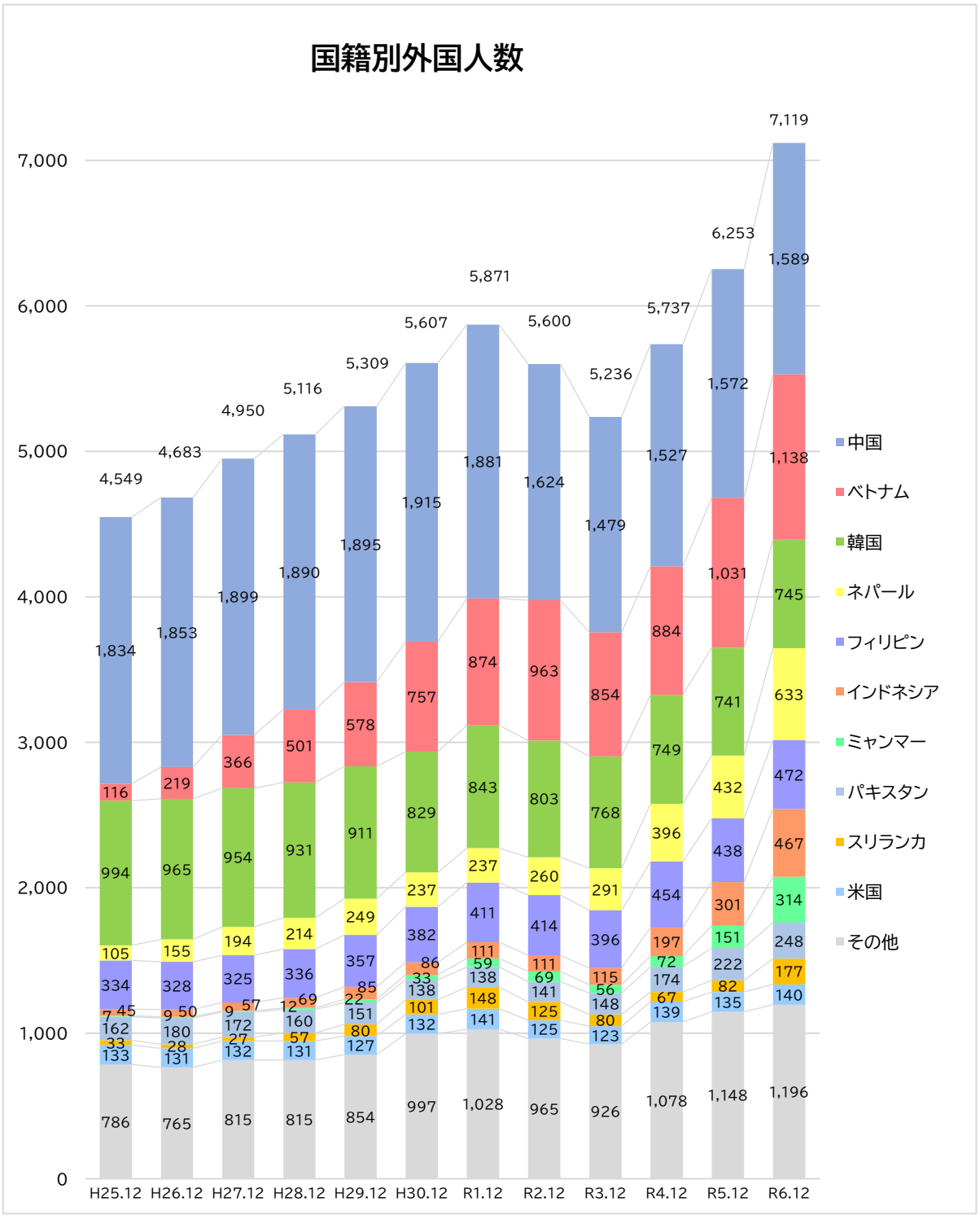

（出典：新潟市）

在留資格別

永住者が 23.05%、次いで留学生が 20.23%、技能実習と特定技能が合わせて 23.08%となっています。

技能実習（※1）や特定技能（※2）といった外国人就労者は今後、労働力不足を補うための人材として受入人数が増えるとともに、滞在が中長期化していく可能性があります。

また、特定技能 2 号や技術・人文知識・国際業務といった在留資格では家族の帯同が認められており、家族滞在資格を持った外国人が今後増加していくことも考えられます。このような家族滞在者は日本でのコミュニケーションに課題を抱えることが想定されます。

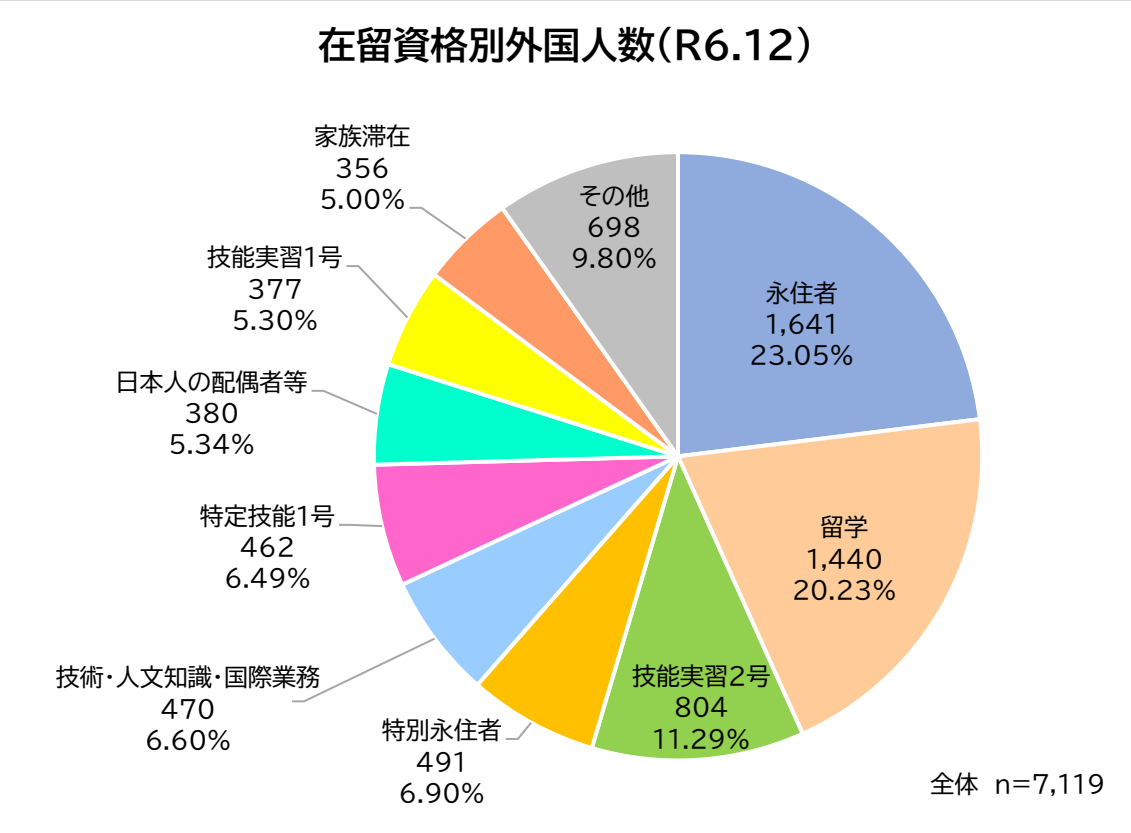

（出典：新潟市）

※1　技能実習：技能実習生。

※2　特定技能：特定産業分野（介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業）の各業務従事者。

（５）意識調査

○新潟市の住みやすさについて

「令和 4 年度次期総合計画策定に関する外国籍市民アンケート調査」（以下「外国人アンケート調査」）において、新潟市は「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と答えた外国人の割合は 74.2%と、高い数値を示しています。理由としては、食べ物が新鮮でおいしい、買いものなど日常生活が便利、自然が多いといった、本市の風土や環境を反映したものが多く挙げられた一方で、外国人に理解があり、親切という理由も多く挙げられました。外国人が市民を「親切」と感じることは、共生社会を実現していくために必要な受容力と寛大さを備えた本市の潜在力の高さを示唆した結果と言えます。

しかし、19.1%の外国人が新潟市は「住みにくい」「どちらかといえば住みにくい」と回答しており、新潟市での暮らしに対してネガティブな印象を抱いている外国人が一定程度存在していることも事実です。理由としては、仕事ができる機会が少ない、飛行機や船の国際線が少ない、外国語の情報・案内表示が少ないなどが挙げられました。

今後、外国人がさらに増加していく中で、住みやすいと感じる外国人が現在よりもさらに増えていくよう、取り組みを進めていく必要があります。

○国際的な都市について

外国人アンケート調査において、36%の外国人が新潟市は「国際的だと思う」「どちらかといえば国際的だと思う」と回答しており、その理由としては住んでいる外国人が多い、外国人に理解がある、親切などが挙げられました。一方で、48%の外国人は、新潟市は「国際的だと思わない」「どちらかといえば国際的だと思わない」と回答しています。

また、令和 4 年度に市民全体を対象に実施した「次期総合計画成果指標に関するアンケート調査」において、新潟市は国際的なまちだと思うと回答した市民は、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」を合計して 15.5%にとどまりました。

外国人の増加はすなわち、外国人と接触する機会がより一層増えていくことを意味しますので、外国人を受け入れ、共生することに対する市民意識の醸成を行っていく必要があります。

※アンケート結果の詳細は参考資料で後述

２　基本理念

（１）本市の基本理念（目指すべき姿）

国内の動向を受け、本市においても、外国人数は今後も増加していくことが予想されます。日本人と外国人がともに安心して暮らしやすいまちをつくるため、現在の多文化共生施策をより一層推進していく必要があります。

新潟市総合計画 2030 における**重点戦略 6「誰もが個性と能力を発揮しながら、心豊かに暮らせる社会の実現」**に沿って、新潟市の多文化共生の目指すべき姿を、以下のとおり定義します。

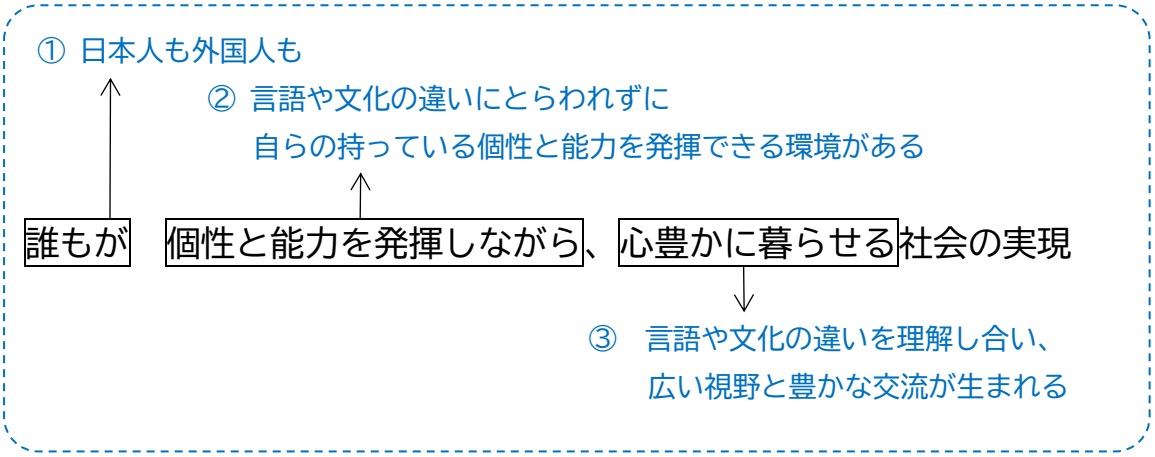

① 日本人も外国人も

すべての市民が、互いの国籍や言語、文化的背景などの違いを認め、理解し、受け入れ、公正な扱いで不均衡なくそれぞれの個性や能力を発揮できる環境で、地域社会の一員であることを指します。

② 言語や文化の違いにとらわれずに自らの持っている個性と能力を発揮できる環境がある

日本人であるか外国人であるかにかかわらず、一人の個人として自らの持っている個性や能力を発揮することができる環境をつくるためには、言語や文化の溝を埋める仕組みが必要です。

新潟市に住む外国人の母語はさまざまであることから、外国人への日本語教育の充実や、日本人へのやさしい日本語の普及啓発を行い、双方向の円滑なコミュニケーションを目指します。また、日常生活において、日本人にとっては当たり前のことでも、日本に来たばかりの人はそれらを知らないことも少なくありません。外国人は慣れない習慣の違いなどで不安や疎外感を抱えやすく、また日本人と外国人との間の軋轢やトラブルにつながることがあります。新潟市で暮らし始める外国人に対して日常生活の基本的なルールや慣習を分かりやすく伝える取り組みや、日本人

も外国人も気軽に参加できる異文化理解の講座などを通して、互いに文化や習慣の違いを理解し、尊重し合うとともに、衝突を未然に防ぐより良い関係性の基礎づくりを目指します。

③　言語や文化の違いを理解し合い、広い視野と豊かな交流が生まれる

言語や文化の違いを多様性ととらえ、相手の文化を知り交流することは、自分の国の文化やその魅力を再発見する機会となり、双方に新しい視点と広い視野をもたらします。

例えば、外国人が地域で開催される交流イベント等の地域活動に参加することをきっかけに、地域や文化を知り、日常的に交流することで、地域とのつながりが生まれます。また、災害時には地域社会の方々と助け合い、地域を守るなど、地域社会の構成員としての役割も期待できます。地域にとっても、外国人の新たな視点や異なる価値観にふれることで、地域の魅力の再認識や新たな気づき、シビックプライドの醸成にもつながります。

日本人と外国人が交流することで、新たな価値を共に創造し、より心豊かに暮らせるまちを目指します。

3　多文化共生の課題と推進の方向性

（1）多文化共生の課題

本市の国際交流事業は長年、姉妹・友好都市、交流協定都市との国際交流を推進し、市民の国際理解・異文化理解を深める事業を中心としていましたが、外国人の増加や多国籍化に伴い、国際交流事業に加え、本市に住む日本人と外国人が互いを認め合い共存できるまち、すなわち多文化共生のまちづくりを目指した取り組みにも比重を置くようになりました。

（公財）新潟市国際交流協会では、平成 2 年設立以来、より市民に近い存在として、異文化理解や国際交流にかかる事業のほか、日本語講座や外国語による相談窓口の運営といった外国人の生活を支援する事業を行い、多文化共生のまちづくりに取り組んでいます。

近年、外国人が抱える課題は多様化・複雑化しています。今後、国の動向を受け、外国人数はさらなる増加が見込まれるとともに、国籍も多様化していくことが予想されます。そのため、今後の外国人へのサポートには現在の体制では不十分であり、福祉、教育、経済、防災など多方面からのアプローチが必要となっています。併せて、外国人が地域社会で安心して暮らすためには、企業や地域等との協力も欠かせません。同時に、日本人住民にとっても、異文化理解にとどまらず、外国人とともに暮らすまちをつくるための一層の意識改革が必要です。

（２）推進の方向性としての２つの視点

外国人との共生社会の実現には、「外国人への取り組み」と「日本人への取り組み」の両輪が必要です。

「外国人への取り組み」は、日本語教育や相談窓口体制の充実、日本の習慣を知る機会の創出など、慣れない文化や習慣の中で生活する外国人が日常生活を送る上で必要となる環境整備や支援を指します。

これに加えて、「日本人への取り組み」の視点も欠かせません。やさしい日本語の普及、異文化理解の促進などの意識啓発を図ることが必要です。外国人と日本人、双方への取り組みを通じ、両者が歩み寄ることで、相互理解が生まれ、本市が目指す外国人との共生社会の実現につながります。

また、各施策をより効果的に推進するため、企業や地域などへ働きかけを行い、協力して外国人との共生社会の実現を目指します。

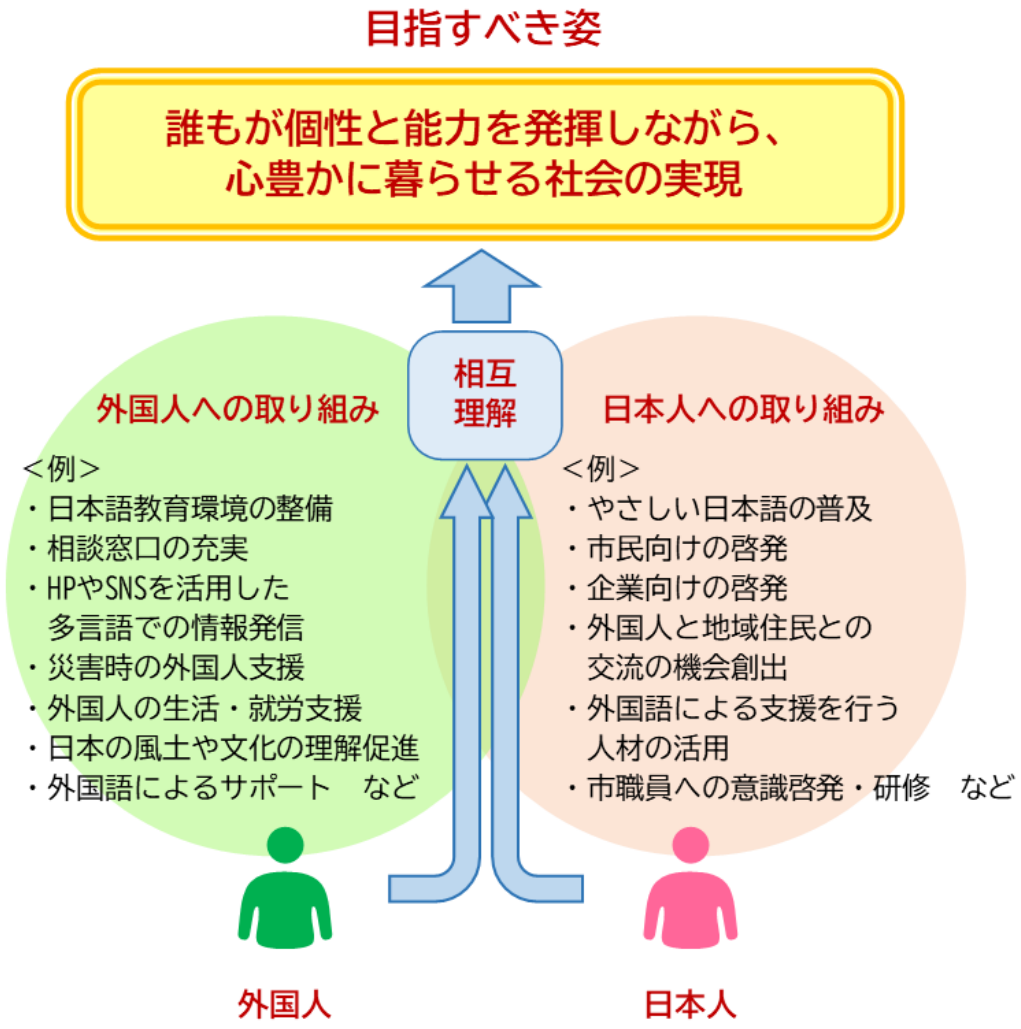

（３）施策展開の４つの重点事項

新潟市では、国の「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（※）における４つの重点事項に基づき、施策を４分野に分類し、展開、推進することで、誰もが個性と能力を発揮しながら、心豊かに暮らせる社会の実現を目指します。

分野１　コミュニケーション支援

外国人への日本語教育の機会提供と質の向上に取り組むとともに、日本人へのやさしい日本語の普及啓発を進めることで、双方向の円滑かつ迅速なコミュニケーションを目指します。

分野２　情報発信と相談体制

やさしい日本語や多言語での情報発信を推進するとともに、外国人の日常生活における身近な困りごとに関する相談窓口の多言語対応の強化などを実施します。また、災害時に外国人へ必要な情報を提供し、迅速に避難行動ができる情報体制と、外国人被災者に対する支援を行える体制を整備します。

分野３　ライフステージに応じた支援

乳幼児期・学齢期・青壮年期・高齢期に応じた支援や、就学・就労活動の支援など、外国人が必要な支援を適切に受けるための情報発信や申請方法の見直しなどを行います。

分野４　共生社会の基盤整備

外国人が居住する地域や企業、学校、関係機関との連携を図ることで、生活、労働、学習環境の整備を推進します。また、日本人と外国人の双方への啓発や支援を通じ、共生社会実現に向けた意識を醸成します。

（※）外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ

「外国人の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（以下「関係閣僚会議」という。）の下に開催された「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」から関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された意見書を踏まえ、政府において、我が国の目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策等を示すもの。

（URL）https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00033.html

参考資料

（１）新潟市外国人との共生社会推進本部設置要綱

新潟市外国人との共生社会推進本部設置要綱

（設　置）

第１条　（仮称）新潟市多文化共生基本方針（以下「基本方針」という。）の策定及び外国人との共生社会推進に全庁的に取組むため、新潟市外国人との共生社会推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　本部の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）基本方針の策定に関すること。

（２）外国人との共生社会実現に向けた施策の推進に関すること。

（３）外国人との共生社会実現に向けた重要な事項に関すること。

（４）その他本部長が必要と認めること。

（組　織）

第３条　本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

２　本部長は市長を、副本部長は副市長、教育長及び水道事業管理者をもって充てる。代位順位は、あらかじめ本部長が定める。

３　本部員は，新潟市庁議要綱（平成１９年４月１日制定）第２条第１項第２号及び第３号に掲げる者その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第４条　本部長は、本部を統括する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、または本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会　議）

第５条　本部の会議は本部長が必要と認めたときに招集する。

２　本部会議は、本部長が必要と認めるときは、当該審議事項に関係のある本部員のみで開催することができる。

３　本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、

説明を求め、または意見を聴取することができる。

（ワーキンググループの設置）

第６条　会議は、第１条の目的を達成するため、ワーキンググループを設置することができる。

（事務局）

第７条　本部の事務局は、観光・国際交流部国際課に置く。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年８月２日から施行する。

（２）新潟市多文化共生基本方針策定有識者会議名簿

役職	氏名（敬称略）
新潟大学副学長（国際担当） 教育研究院 自然科学系 生産デザイン工学系列 教授 自然科学研究科 材料生産システム専攻 教授 工学部 工学科 教授	坪井　望
特定非営利活動法人国際活動市民中心　コーディネーター	新居　みどり
東洋ワーク株式会社ネクストイノベーション課　主任 （令和６年度新潟県外国人材受入サポートセンター受託企業）	末永　海
新潟市社会福祉協議会　地域福祉課地域福祉係　係長	渡辺　隆幸
長岡市国際交流センター「地球広場」センター長	羽賀　友信
いろはにほん語教室	長谷川　実

（３）外国人アンケート結果

外国籍市民を対象として行われた「令和 4 年度次期総合計画策定に関する外国籍市民アンケート調査」の結果より抜粋。

出典：「令和 4 年度次期総合計画策定に関する外国籍市民アンケート調査」
調査対象：市内に居住する満 18 歳以上の外国籍市民　4,862 人

① 新潟市の住みやすさについて

Q. 新潟市は外国人にとって住みやすいと思いますか。

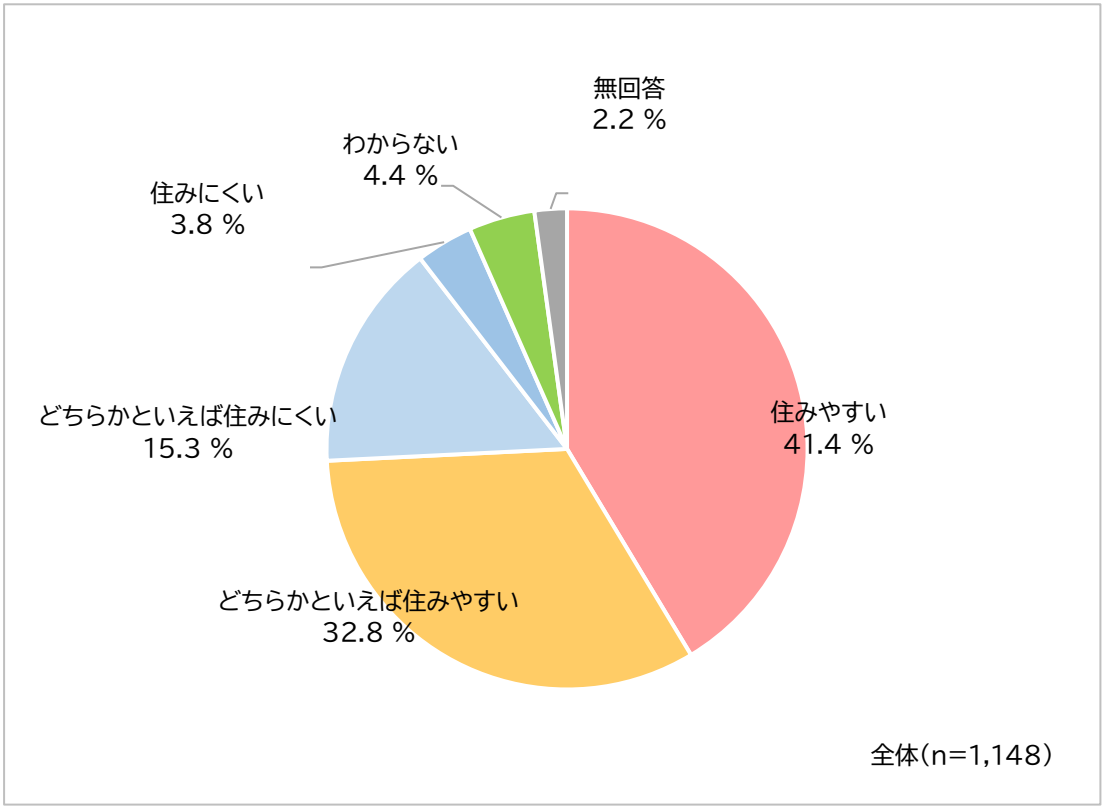

（出典：令和４年度次期総合計画策定に関する外国籍市民アンケート調査）

新潟市が住みやすいと思う理由（３つまで選択可）

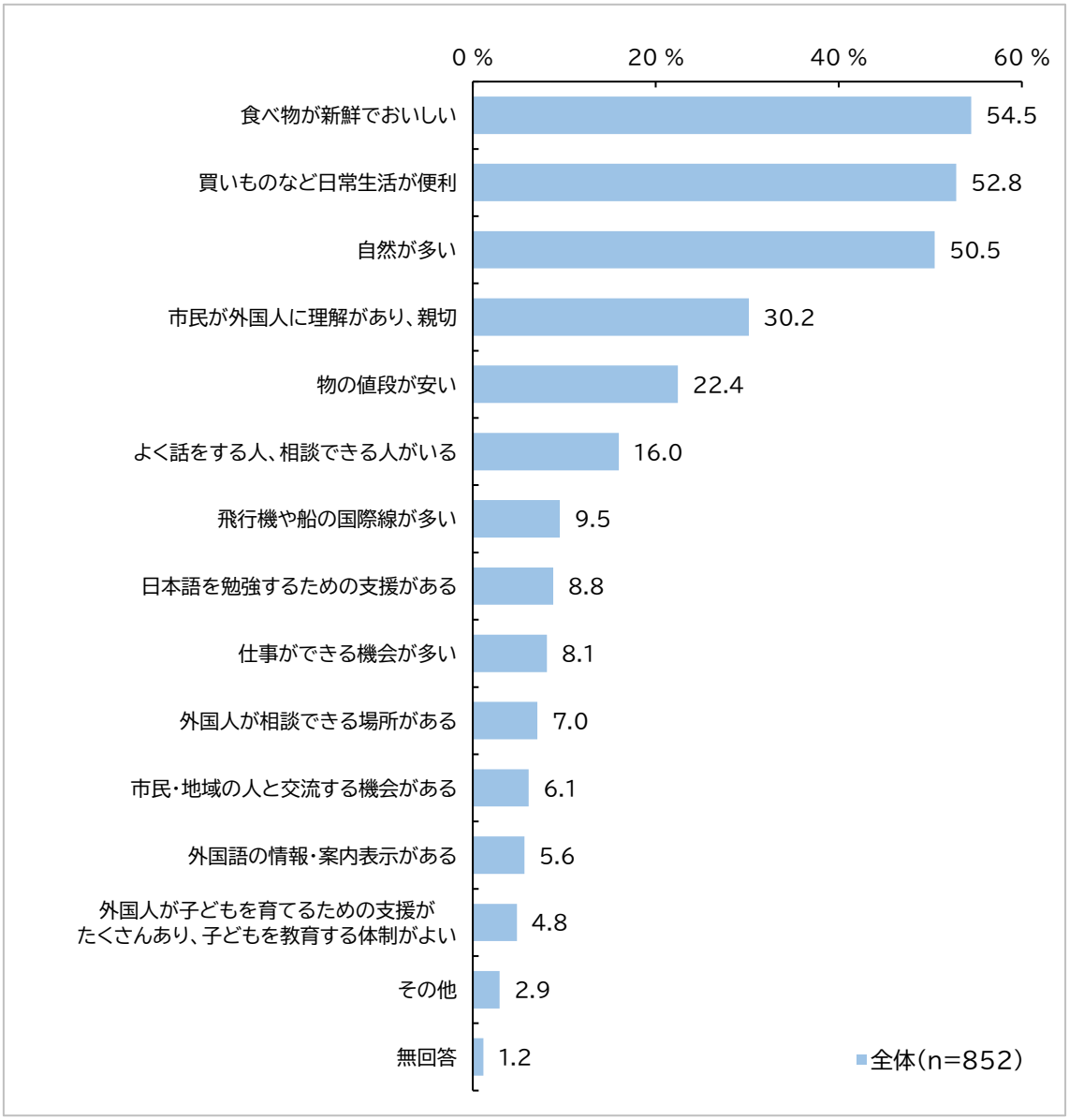

（出典：令和４年度次期総合計画策定に関する外国籍市民アンケート調査）

新潟市が住みにくいと思う理由（３つまで選択可）

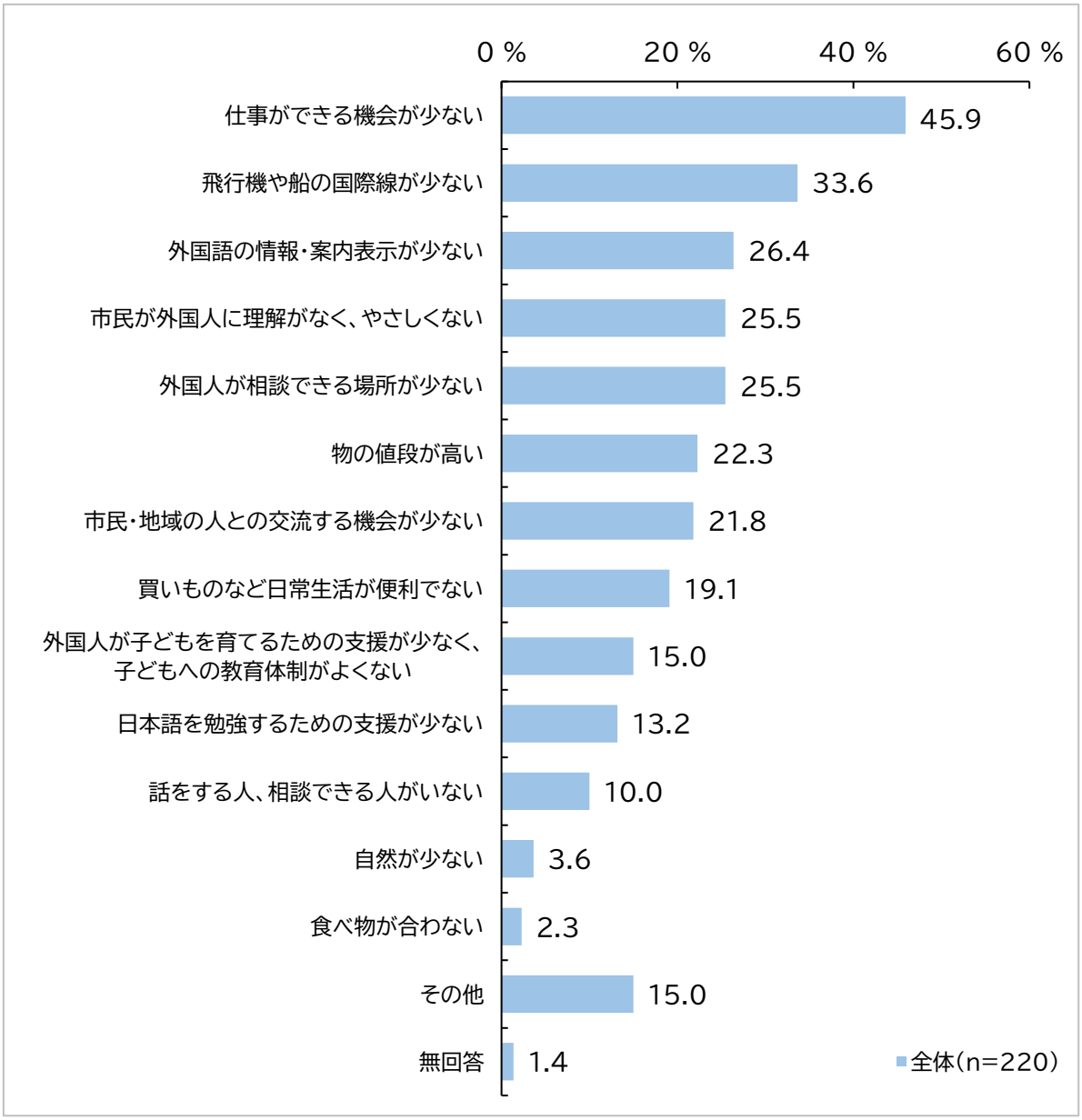

（出典：令和４年度次期総合計画策定に関する外国籍市民アンケート調査）

② 国際的な都市について

Q. 新潟市は国際的な都市だと思いますか。

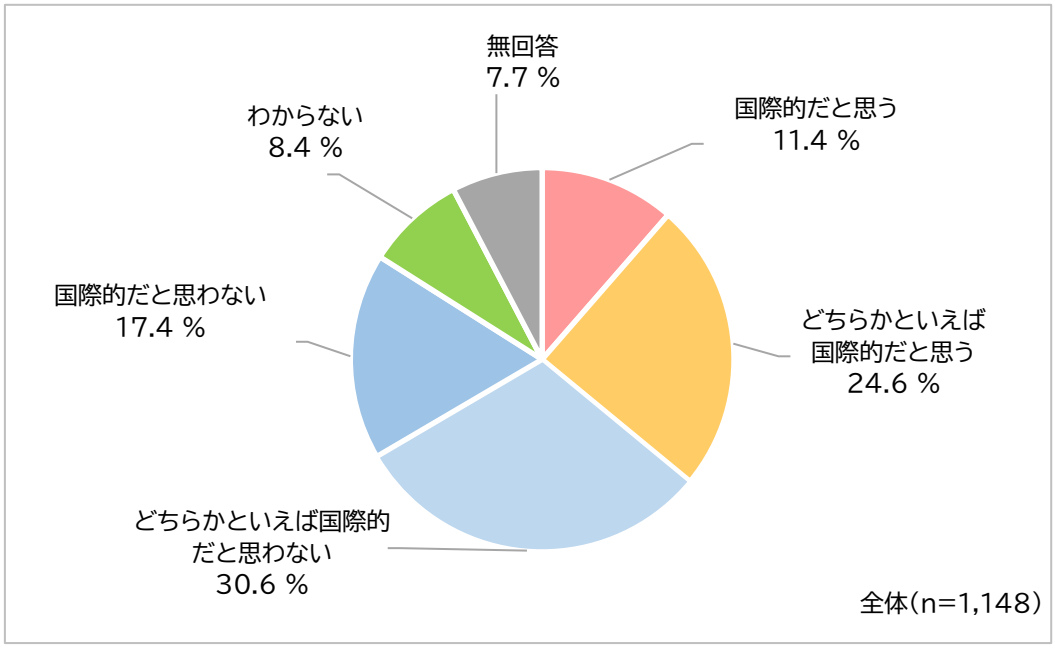

国際的な都市だと思う理由（３つまで選択可）

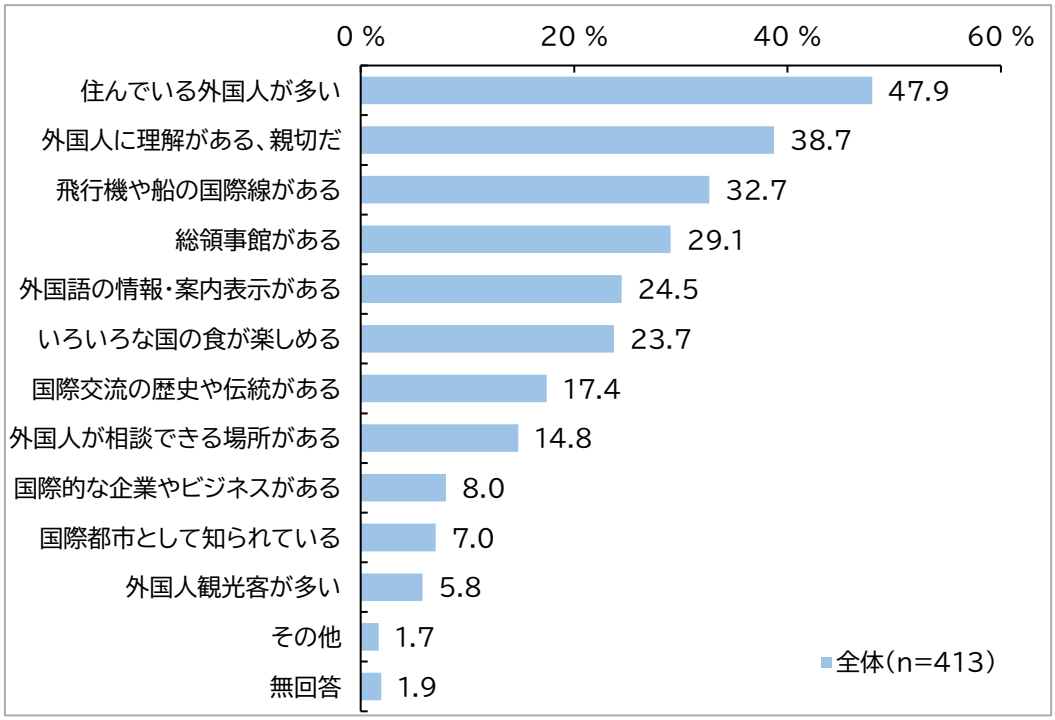

（出典：令和４年度次期総合計画策定に関する外国籍市民アンケート調査）

国際的な都市だと思わない理由（３つまで選択可）

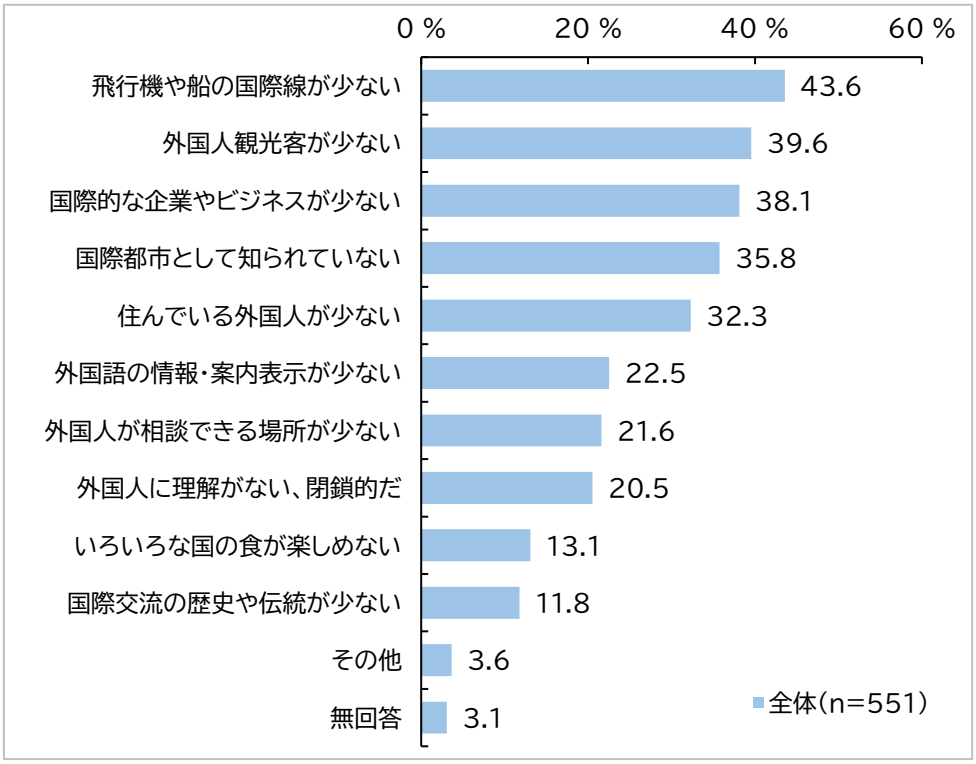

（出典：令和４年度次期総合計画策定に関する外国籍市民アンケート調査）

＜参考：市民全体の意識＞
出典：令和４年度「次期総合計画成果指標に関するアンケート調査」
調査対象：市内に居住する満 18 歳以上の男女 4,000 人
（住民基本台帳より無作為抽出）

Q．あなたは、新潟市が国際的なまちだと思いますか。

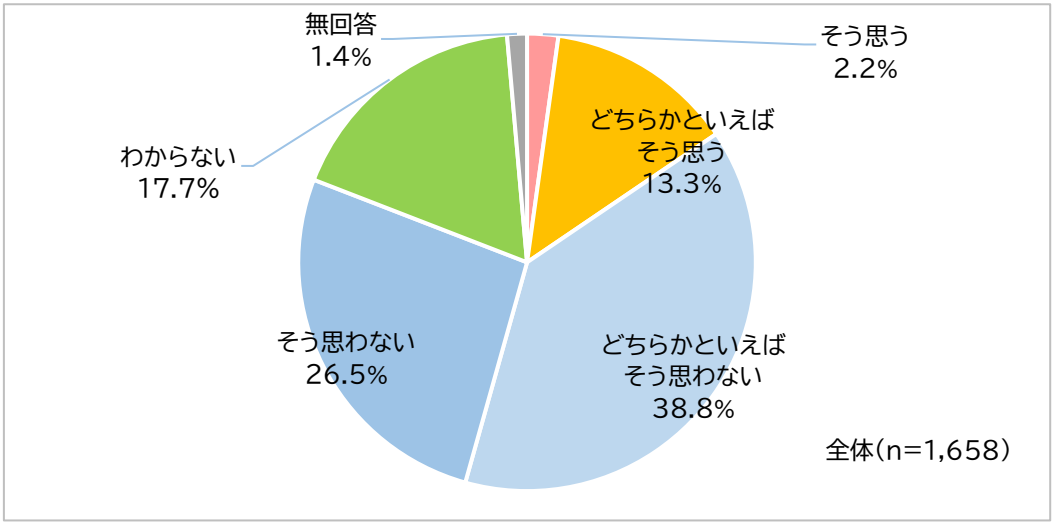

みなとまち。
みらいまち。
新潟市

新潟市多文化共生基本方針

令和７年（2025 年）３月　発行
新潟市観光・国際交流部国際課
TEL：025-226-1671
FAX：025-225-3255
E-mail：kokusai@city.niigata.lg.jp